令和８年　８月　日光市農業委員会総会議事録

日　時　場　所　　令和８年　８月　２０日　午後　２時００分　日光市役所東庁舎第３・４会議室

出席農業委員	９名
	１番　川村耕一　４番　阿久津一男　５番　川村光代　６番　渡邊毅
	７番　小池毅　８番　手塚幸子　９番　神山守　10番　佐藤修一
	11番　吉原浩之
欠席農業委員	2番　沼尾綾乃　3番　池田雄一
出席推進委員	18名
	12番　大嶋明男　13番　秋元光藏　14番　北山隆　15番　伏木俊夫
	16番　大島一比古　17番　酒主学　18番　福田重勝　19番　星野由起夫
	20番　福田正明　21番　佐々木俊久　22番　大貫宣秀　23番　西巻光次
	24番　福田浩一　25番　福田隆夫　26番　大島昭吾　27番　村上隆
	28番　富田順子　29番　青木容子
欠席推進委員	なし
傍聴人	なし
事務局	局長　大嶋正浩　主幹　吉澤喜代子　主査　加藤典子　主査　鶴見英明
農業公社	局長　小曽戸英樹

日程		件名
１	—	議事録署名人の指名
２	—	会期の決定
３	報告第　20号	農地法第５条の規定による許可書の交付について
４	報告第　21号	農地法第１８条（通知）について
５	推薦第　４号	日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について
６	議案第　48号	農地法第３条の規定による許可申請について
７	議案第　49号	日光農業振興地域整備計画の重要変更について
８	議案第　50号	農地法第５条の規定による許可申請について
９	議案第　51号	非農地証明願について
10	議案第　52号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

大嶋局長	それでは、日光市農業委員会総会規則第５条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。 よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員１１中９名であります。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 なお、沼尾綾乃委員、池田雄一委員から欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。 推進委員につきましては、１８名全員の出席であります。 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
議長	ただ今から、令和８年８月　日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。
大嶋局長	議事日程を朗読
議長	それでは、日程第１「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。

４番　阿久津一男委員、５番　川村光代委員を指名いたします。

議　　長　日程第２「会期の決定」を行います。
本総会の会期につきましては、本日１日限りとしたいと思います。これに異議ございませんか。
（　「異議なし」の声あり　）
異議なしと認め、本総会の会期は本日１日限りとすることに決します。

議　　長　日程第３、報告第２０号「農地法第５条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（　加藤主査挙手　）
はい、加藤主査。

加　藤　主　査　総会資料１ページをお開きください。
報告第２０号「農地法第５条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。
先月許可書を交付した５条申請案件は１件ございました。
譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりでございます。
総会審議日は令和８年７月１７日。令和８年７月１７日付け指令番号：日農委指令第5−１１号にて許可書を交付してございます。以上です。

議　　長　報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（　「なし」の声あり　）
それでは、次に移ります。

議　　長　日程第４、報告第２１号「農地法第１８条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（　鶴見主査挙手　）
はい、鶴見主査。

鶴　見　主　査　報告第２１号「農地法第１８条（通知）について」ご説明いたします。
総会資料は２ページになります。
本案件は、農地法第１８条第６項の規定による通知があったことの報告となります。渡人・受人の住所・氏名および土地の表示、解約事由等は資料のとおりです。議案書の件数は３件で、１番が市農業公社扱い、２番と３番が農地中間管理事業による貸借権の解約となります。
２番と３番は同じ農地となりますが、中間管理機構(農地バンク)を介した契約であったため、解約も機構と借手、貸手と機構の２件になるものです。
以上、ご報告いたします。

議　　長　報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（　「なし」の声あり　）
それでは、次に移ります。

議　　長　日程第５、推薦第４号「日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（　吉澤主幹挙手　）
はい、吉澤主幹。

吉　澤　主　幹　推薦第４号「日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料３ページをお開きください。
日光市太陽光発電設備設置審議会は、太陽光発電設備の設置と地域環境の調和に関する重要事項を調査し、審議することを目的としております。

本案は、日光市農業委員会の委員から、日光市太陽光発電設備設置審議会委員１名の推薦を求めるものです。
任期は委嘱日から令和１０年６月２８日までとなっております。以上です。

議　　長　それでは、皆さまにお諮りいたします。
選任につきましては、いかがいたしましょうか。
（　吉原浩之委員挙手　）
はい、吉原委員。

吉原委員　議長一任でお願いいたします。

議　　長　議長一任という声がありました。
議長が指名することにご異議ありませんか。
（　「異議なし」の声あり　）
ご異議ありませんので、議長において指名いたします。
現委員の手塚幸子委員を指名いたします。
手塚幸子委員を推薦することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。
よって、日光市太陽光発電設備設置審議会委員に、８番　手塚幸子委員を推薦することに決しました。

議　　長　日程第６　議案第４８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。
川村部会長から全体説明をお願いいたします。
（　川村耕委員挙手　）
はい、川村部会長。

川村耕委員　お疲れ様です。
今月の現地調査ですが、８月１８日に２班体制で行いました。
第１班は私、川村、そして星野由起夫委員、福田浩一委員が対応いたしました。２班につきましては、池田雄一副部会長、そして酒主学委員、富田順子委員が対応いたしました。
案件の内容ですが、３条申請が２件、日光農業振興地域整備計画の重要変更について４件、５条申請が３件、非農地証明願が１件の、合計１０件を現地調査いたしました。
担当ですが、４ページの３条の１番が富田順子委員、２番が福田浩一委員、５ページの日光農業振興地域整備計画の重要変更についての１番が富田順子委員、２番も富田順子委員。３番は福田浩一委員。４番も福田浩一委員。６ページの５条の１番が星野由起夫委員、２番が酒主学委員、３番も酒主学委員。７ページの非農地証明願については、１番は星野由起夫委員が発表しますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　ありがとうございました。
それでは、番号１番について担当委員の報告を求めます。
（　富田委員挙手　）
はい、富田委員。

富田委員　総会資料４ページ、議案第４８号の１番です。
本申請は、日光市水無地内において、農地付き空き家住宅の売買を目的とした３条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
（案内図による説明）

申請地は、大沢小学校から北西へ約２キロメートルに位置しています。
（公図による説明）
申請地の登記簿地目は田、現況は畑となっています。
（写真による説明）
こちら日光杉並木街道です。先ほど、農地付き空き家住宅の売買と言いましたが、こちら側に、かぎの手に、結構大きな納屋が２棟建っていまして、さらにこちら側に見えますでしょうか。写真のかなり下ですが、２階建ての日本家屋といいますか、立派な家がありました。こちらには、すでにイチジクや柿の木とか植えてありました。
譲受人は営農計画書が提出されており、取得した農地で野菜等を作付けする予定です。なお、譲受人は、３条の許可が下り次第、譲渡人の住居も購入し日光市へ転入する予定となっております。利用権はありません。
さらに補足しますと、譲受人は３０代の土沢出身の女性で、リモートワークをしており、夫と２人で移り住むとのことです。以上です。

議　　長　ありがとうございました。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
（　川村委員挙手　）
はい、川村部会長。

川村耕委員　説明がありましたように、日光市に戻っていただいて農業をやるというわけで、少しでも農業に人口が増えるということで、部会内で検討した結果、何ら問題はない、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
（　手塚委員挙手　）
はい、手塚委員。

手塚委員　下の方に納屋があると言っていましたけれど、自宅や納屋も一緒に購入ですか。

富田委員　その様です。

手塚委員　機械もあるのですか。

富田委員　機械はありませんでした。農地もこれだけでしょうから、どれくらいの機械を準備するかわかりませんけれど、計画書にはリースで準備するようなことが書いてありました。

手塚委員　ありがとうございました。

議　　長　他に何かご質問ございますか。
（　大島一委員挙手　）
はい、大島委員。

大島一委員　３条の１番基本事項で、新規就農にしても機械とそれなりの耕す能力があるのでしょうか。届けに書いてあるのでしょうか。

議　　長　（　鶴見主査挙手　）
はい、鶴見主査。

鶴見主査　この譲受人の方は、譲渡人の倉庫も購入して転入されるということですが、譲渡人の農機具をリースすると届けに記載があります。
現地に行った時には、倉庫には見当たらなかったのですけれども、借りて耕作するという届けです。

議　　長　他に何かご質問ございますか。
（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）

議　　長	全員挙手であります。 よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決しました。
議　　長	続きまして、番号２番について担当委員の報告を求めます。 （　福田浩委員挙手　） はい、福田委員。
福田浩委員	総会資料は４ページ、議案第４８号の２番です。 本申請は、日光市瀬川地内において、贈与を目的とした３条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 （案内図による説明） 申請地は２筆で、今市小学校から北西へ約１キロメートルに位置しています。 （公図による説明） 申請地の登記簿地目は田と畑、現況も田と畑となっています。 （現地調査の写真による説明） これが畑の部分です。これが、この間にちょっと果樹園みたいものがあるのですが、その下の下ったところに畑等があります。 譲受人は経営農地を適切に管理しており、水稲等の作付けもしております。 取得する農地でも、水稲、ジャガイモ等を作付けする予定です。 なお、譲受人は令和７年１１月にも譲渡人の希望により贈与で農地を取得しております。利用権はありません。 譲受人は農業法人の社員で、近くで農業を行っている人です。以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （　川村耕委員挙手　） はい、川村部会長。
川村耕委員	福田委員から説明がありましたとおり、譲渡人は以前に別の農地を譲受人が勤務する農業法人に売買と贈与をしています。また、譲受人にも農地を贈与しています。この法人と譲受人が農地をよく管理しているため、今回も同様に管理してくれることが見込めることから、贈与で譲渡人に渡すということです。部会内で検討した結果、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （　佐々木委員挙手　） はい、佐々木委員。
佐々木委員	手塚委員さんにお伺いします。以前から、お話に出た法人は、瀬川地内に入っていて農業経営をやられていますが、現状はどんな状態でしょうか。ちゃんとやって問題ないですか。
手塚委員	ちゃんとやっています。持ち主よりもきれいにやっています。
佐々木委員	優良農家ですか。わかりました。
議　　長	他に何かご質問ございますか。 （　「なし」の声あり　）
議　　長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号２番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （　全員挙手　）
議　　長	全員挙手であります。 よって、番号２番は原案のとおり許可することに決しました。 それでは、次に移ります。

議　　長	日程第７、議案第４９号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題とし、番号１番について担当委員の報告を求めます。 （　富田委員挙手　） はい、富田委員。
富　田　委　員	総会資料は５ページの議案第４９号の１番となります。 申出人及び申請地等は資料のとおりです。 （申請目的） 本申請は、明神地内において、宅地として４条転用を目的とした農用地区域からの除外（農振除外）申請です。 （案内図） 申請地は、落合西小学校と東武明神駅との中間の交差点を南へ３００メートル。さらに西へ進んだところに位置しています。 （公図） 登記簿地目は畑、現況も畑です。 東側は水路、西側は申し出人所有の畑、南側はさらに細い水路がありまして道路になっています。北側は水路です。 （土地利用図） 申請理由ですが、現在申請地より道水路を介して南側に居住しております。 長男家族同居しており、孫の成長に伴い、手狭となってきたことから、建築面積４８平方メートルの木造平屋建て住宅の建築を予定しております。 今回は、農地法第４条第２項に基づき、転用許可を得て地目変更登記をするため、その前段の手続きとして、農振除外の申出となりました。 なお、こちらは第１種農地ですが、既存住宅敷地と道水路を介し接続していると捉えることが出来ますし、農地を分断するというような影響はないと考えます。 申請地はここですね。現在住んでいるお家がこちら、この道路を行きますと、こちらに２軒ぐらいあるのですが、更にこちら山林になります。 ですから、家が建ったとしても先程の説明のように農地を分断するというような大きな影響はないと考えます。 こちら側が西側、ここが１メートル位の段差になっておりました。 こちらが道路です。先程もお話しましたが、ここが１メートル位の段差があるものですから、ここにスロープを作って、ゆくゆくは、こちらを畑として野菜を作りたいとご本人が話しておりました。 ここに植栽の計画があるのですが、先程写真で南天がちょっと植栽されています。この程度の植栽は考えているようです。以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （　川村耕委員挙手　） はい、川村部会長。
川 村 耕 委 員	今、富田委員より説明ありましたように、農振除外の案件でありますので、この後に４条申請が出されるのかなと思いますので、部会内では何ら問題はないということで判断致しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （　大貫委員挙手　） はい、大貫委員。
大　貫　委　員	今回は、農振除外ということなのですが、敷地内の雨水と上下水道の計画というのは、今のところまだ分かってないということですか。

富　田　委　員	はい、大変申し訳ありません。 給排水は、公共の上水道を利用し合併浄化槽で処理いたします。雨水は敷地内浸透処理です。
大　貫　委　員	はい、ありがとうございました。
議　　長	他に何かご質問ございますか。 （　「なし」の声あり　）
議　　長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号１番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （　全員挙手　）
議　　長	全員挙手であります。 よって、番号１番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
議　　長	続きまして、番号２番について担当委員の報告を求めます。
富　田　委　員	続いて５ページの議案第４９号の２番となります。 申出人及び申請地等は資料のとおりです。 （申請目的） 本申請は、野口地内において、資材置場として賃貸借を目的とした農用地区地域からの除外（農振除外）申請です。 （案内図） 申請地は、旧野口小学校から西へ約１，０００メートルに位置しています。 （公図） 登記簿地目は田、畑、現況も田、畑です。 周囲の状況は、東側こちら側が青地、６～７０センチの土手というか畦畔になっておりました。西側は宅地、南側はこちら田とか畑とかあるのですが、現況は歩道です。こちらが国道、北側は青地。ここに水路がありまして、更に道路とありますが、日光杉並木です。 （土地利用図） 申請理由ですが、申出人は日光市足尾町に本店を置き、造林及び山林の伐採、土木工事の請負等を主な業務とする平成４年に設立された資本金３，８６０万円の法人です。最近では、今市地域での業務が増加していることから、千本木地内に今市事務所を設けましたが、重機や資材置き場が不足しております。 今回は、農地法第５条第１項に基づき、申請地を貸借して利用いたしたく、その前段の手続きとして農振除外の申し出となりました。 土地利用計画なのですが、これ２枚に分けてあるのですけど、ここにちょっと段差がありましたね。あと、この次に出てくる２枚目の写真との間に、青地があるのですがそれは払い下げを予定しています。 地形がなだらかな傾斜になります。土木工事が専門なので、自分たちで整地はするそうです。敷地には砂利を敷くそうです。 ここ砂利が流れないでしょうかねという質問も出たのですが、土木工事が専門だから、その辺はしっかりやるということでした。 こちらに、日光杉並木がありまして、立派な石垣で積んだ舳先は、その土地からだと２メートル位あるのではないかと思うくらい深い水路がありました。 こちらからの盗難の心配はないだろうということでした。 国道側に２ヵ所出入り口を作る予定なのですけれども、もしかすると盗難防止のために１ヵ所だけにするかもしれないというような説明でした。 敷地内に敷地内道路、車両転回スペース、１６台分の重機置き場及び土木資材置き場を整備する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内浸透のみです。

以上です。

議　　長　ありがとうございました。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
（　川村耕委員挙手　）
はい、川村部会長

川村耕委員　ただ今、富田委員から説明がありましたとおり、農振除外の案件でありまして、部会内で検討した結果、問題が無いだろうと判断いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号２番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。
よって、番号２番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

議　　長　続いて、番号３番について、担当委員の報告を求めます。
（　福田浩委員挙手　）
はい、福田委員。

福田浩委員　総会資料は５ページ議案第４９号の３番となります。
申出人及び申請地等は資料のとおりです。
（申請目的）
本申請は、大渡地内において宅地として５条転用を目的とした農用地区域からの除外（農振除外）の申請です。
（案内図）
申請地は、リサイクルセンターから北西へ約１，７００メートルに位置しています。
（公図）
登記簿地目は田、現況は田です。
周辺の状況は、東側が宅地、西側が土地所有者の田です。南側は道路、北側は土地所有者の田になっております。
（土地利用図）
申請理由は、現在、申出人は申請地の南東に居住しています。これが申請地です。この道路４６１号線が拡幅されて、ここに道路が抜けるため〇〇〇さんが移転しなければならなくなりました。土地所有者の〇〇〇〇さんの土地がここにあるそうなのですが、それを譲り受けてここに移転する予定になっております。
現在申請人は、申請地南東に位置していますが、国道４６１号の道路改修工事に伴い、新たな土地の所得及び住宅の建築が必要となりました。今回は、農地法第５条第１項に基づく転用許可を得て地目変更を登記するため、その前段手続きとして農振除外の申請になります。
土地利用計画は、敷地内に面積約９１．０９平方メートルの木造・平屋住宅及び建築面積約８１．６平方メートルの軽鉄造・倉庫を建築する計画です。
給排水は、公共事業の上下水道利用。雨水は敷地内浸透処理。周辺には西と北、東側にコンクリートブロックを３段に設置する予定です。
これが道路で、この隣の隣くらいに住宅があるのですけれども、そこからここに移転する予定です。ここは全部〇〇さんの土地になっております。
この部分だけを譲り受けて移転する予定です。以上になります。

議　　長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （　川村耕委員挙手　） はい、川村部会長
川村耕委員	これも、農振除外の案件になりまして、部会内で話した結果ですね、何ら問題がないということで判断致しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （　大島昭委員挙手　） はい、大島委員。
大島昭委員	申請面積が４９８平方メートル。中途半端な残りの土地分筆するのですか。そもそも４９８平方メートル根拠は何なのですか。
議　　長	（　加藤主査挙手　） はい、加藤主査。
加藤主査	ご質問の件につきましては、農地転用して一般住宅を建てるとなりますと、５００平方メートルの範囲で、調整して分筆も予定しているということでした。以上です。
大島昭委員	所有対象面積を農振除外するとなるなら分かるのですけど、どうも面積の制限ですね。例の５００平方メートルこちらの方が優先しているのですか。 農地転用は、一般では５００ですよね。制限は。
加藤主査	はい。
大島昭委員	私が聞きたかったのは、最小面積が８００平方メートルとか、これをそっくり除外するのなら分かるのですけど、転用面積が制限の中で除外するとそういう理解ですね。
議　　長	（　吉澤主幹挙手　） はい、吉澤主幹
吉澤主幹	今回の農振除外の場所と、土地収用の場所はまったく別の場所になりますので、それは分けて考えていただきたいと思います。 道路になるところは、今、〇さんが住んでいる場所で、今回申請があった場所はまったく別の場所になりますので、土地収用のスペース・面積と今回の転用見込みの農振除外とかまったく別の場所と別の面積になります。 あくまで、今回の除外の部分は、このあと５条で家を建てる面積としてのスペースです。４９８平方メートルというのは先ほど加藤が申し上げたとおり、５条で住宅なりを建てる際の面積の上限という部分が５００平方メートルになるのでそこの部分の範囲内に収めたということになります。
議　　長	よろしいですか。
大島昭委員	次の案件も確認して聞くかもしれません。はい、わかりました。
議　　長	他にこの件についてご質問ございませんか。 （　川村光委員挙手　） はい、川村委員
川村光代委員	今まで一般に農地転用で住宅を建てるというと、ここに農家住宅と書いてあるので、農家住宅って１，０００平方メートルと今まではあったのですけど、５００平方メートルに変わったのでしょうか。
議　　長	（　加藤主査挙手　） はい、加藤主査。
加藤主査	川村委員がおっしゃるとおり、そこの制限値での農家住宅ですと、もうちょっと広い土地を使って新しく家を建てるということはできます。今回は、目的は農家住宅となってはいますが、所有者の方と調整したところ、今回５００平方メートルで一般住宅の広さを使って、今回折り合いをつけて設計したということです。 他の代替地もいろいろ検討して土地の選定の経過書を添付されているのですけれど

も、申出人の方がお年を召して、引っ越しする際にもなるべく近いところということで、当該地を選定したというところになりまして、その際には面積も調整したというところでこちらに記載がございます。以上です。

川村光委員　一応農家住宅とはなっていますけども、一般住宅の面積で支障がないということですね。はい、分かりました。

議長　他に何かご質問ございますか。

（　「なし」の声あり　）

議長　それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号３番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　全員挙手　）

議長　全員挙手であります。

よって、番号３番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

議長　続きまして、番号４番について担当委員の報告を求めます。

（　福田浩委員挙手　）

はい、福田委員。

福田浩委員　総会資料５ページ議案４９号の４番になります。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

この申請も先ほどと同じ４６１号線に関係する申請でありますので、よろしくお願いします。

（申請目的）

本申請は、大渡地内において宅地として４条転用を目的とした農用地区域から農振除外の申請です。

（案内図）

申請地は、リサイクルセンターから北西へ約１，６００メートルの所に位置しています。これが先ほどの申請地で、今回はこちらが申請地になります。

（公図）

登記簿地目は田、現況は畑です。周囲状況は、東側は宅地と山林、西側は申出人所有の田、現況は畑、南側は田、北側は、出人所有の田、現況は畑です。

（土地利用図）

現在、申請人は申請地の北側に住居しております。

国道４６１号の道路改修工事に伴い、新たに住宅建築が必要となりました。今回、申出人所有である申請地を農地法第４条１項に基づく転用許可を得て地目変更登記をするため、この前段の手続きとして農振除外の申請となりました。

（土地利用計画）

敷地内に建築面積９８．５４平方メートルの木造２階建て住宅を建築するとともに現在、申請地北側にある建築面積９９．３７平方メートルの納屋を曳航移転する計画です。

給排水は公共の上下水道を利用。雨水は敷地内浸透処理です。

（写真）

これが手前にある道路で、これが改修される道路です。ここに新しく住宅を建てる予定であります。

現地には、土地家屋調査士が立ち会いました。以上です。

議長　ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（　川村耕委員挙手　）

はい、川村部会長。

川村耕委員	先程の場所と近いところですけれど、４６１号線の交差点のところですね。 あそこの工事によりまして、農家を移転させるため、農振除外の案件になります。部会内で話しましたけれども、何ら問題はないということになりましたので、検討のほどよろしくお願いいたします。
議長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）
議長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号４番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ）
議長	全員挙手であります。 よって、番号４番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。 休憩 １４：４８ 再開 １５：００
議長	日程第８、議案第５０号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、番号１番について、担当委員の報告を求めます。 （ 星野委員挙手 ） はい、星野委員。
星野委員	総会資料は６ページ議案第５０号の１番となります。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。 （申請目的） 本申請は、佐下部地内において、売買により太陽光発電設備を目的とした５条申請です。 （案内図） 申請地は、東武新高徳駅から南西へ約１，９００メートルに位置しています。 農地区分は第２種農地であり、農振農用地には該当しません。 （公図） 登記簿地目は畑、現況は畑です。 周囲の状況は、東側は畑、西側は畑、南側は水路、北側は畑と道路。 （申請理由） 譲受人は神奈川県横浜市に本店を置き、太陽光発電及びオール電化製品などの機器工事並びにそれらのメンテナンス等を主な業務とする、令和４年に設立された資本金３５０万円の法人です。 今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲り受け利用したく申請に至りました。 （土地利用計画） 敷地内に１６９枚の太陽光パネルを設置する計画です。 給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理とします。 写真ですが、敷地は２筆で〇〇〇と〇〇〇。こちら道路からの、こちらが入り口になる予定です。周囲には１メートルのフェンスを設置します。 以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 川村耕委員挙手 ）

はい、川村部会長。

川村耕委員　今、星野委員から説明がありましたように、部会内では何ら問題はないと。

この会社は７月にも許可書を発行している会社でありまして、部会内で検討した結果、何ら問題はないだろうということで検討しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（　佐々木委員挙手　）

はい、佐々木委員。

佐々木委員　先ほどの審議会の関係ですが、先ほど聞き逃したのかもしれないですけれど、ここには市の条例の関係で、届け出が必要だと書いてありますが、審議会はどういうふうに関わりを、例えばこの案件については黙認ですか。関係はないのかな。審議会は。

議長　これは、手塚委員。

佐々木委員　要するに、太陽光のこの申請が出るたびに審議会をやるわけじゃないよね。

手塚委員　ないです。問題があった時に集まるだけで。

佐々木委員　審議会で、例えば、この案件は良いとか悪いとか、そういうことはやらないですか。

手塚委員　やらないです。土砂が流れてきそうなところとか、農振地域のところだと会議にしますけれど、それ以外はほとんどないです。

佐々木委員　要するに、業者が届け出をすれば、だいたいＯＫだと。設置に関しては。

手塚委員　はい。

佐々木委員　わかりました。

議長　よろしいでしょうか。

（　富田委員挙手　）

はい、富田委員。

富田委員　前にも質問したように、許可は出ていても、いつになっても工事が始まらないというのがありますよね。そういうのは審議会とは関係ないのですか。

手塚委員　関係ないみたいですね。場所だけの審議になるみたいなところはやっているみたいです。

崩れが、山の裾とか、土地が沈んでしまうとか、そういう感じだと思うんですよ。それでもいいですかみたいな感じで。

富田委員　何年か前に私が担当で現地調査した時も、杉並木のすぐ脇で、どうしてこんなところへ、という素朴な疑問を持ったのですけれども。そのままになっている状態だから。

ありがとうございます。

手塚委員　その後のどうこうというのは、審議とは別だと思います。

議長　直接議案に関係しないことなので、意見という形で処理させてもらいます。

他に何かご意見、ご質問ございますか。

（　星野委員挙手　）

はい、星野委員。

星野委員　付け足したいのですが、こちらは道路から一段低くなっていまして、隣地の方がもう少し低くなっています。太陽光を設置するにあたっては、この状態のままで設置するということで、ちょっと見えないのですが、草に隠れてコンクリートの擁壁が全部回っておりました。以上です。

議長　今の補足は、水が外部に流出する可能性についての説明ですね。補足がありましたけれど、他に何かこの件も含めてご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。
よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決しました。

議　　長　続けて、番号２番について担当委員の報告を求めます。
（　酒主学委員挙手　）
はい、酒主委員。

酒主委員　総会資料６ページの議案第５０号の２番となります。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
（申請目的）
本申請は、平ケ崎地内において売買により一般住宅を目的とした５条申請です。
（案内図）
申請地は、今市文化会館から西へ約３２０メートルに位置しております。
農地区分は、第３種農地であり農振農用地には該当しません。
（公図）
登記簿地目は畑、現況は畑です。
周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地です。
（土地利用計画図）
申請理由といたしまして、現在、七里の戸建てに居住していますが、建物の老朽化や来年から子供が小学校に通うことから住宅建築を予定しております。住宅、駐車スペース２台分を想定し申請するものです。
敷地内に建築面積８８．１９平方メートルの木造平屋建て住宅を建築する計画です。
給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透します。周囲は現在、既存でコンクリート擁壁が三方向囲まれています。
こちらが申請地となります。こちらですが、理由書が付けられておりまして、簡単に説明します。
申請者の祖父にあたる方が、昭和６０年３月に居宅を新築し、以来宅地として利用されていました。昭和６０年３月に、建築法第５条の申請の許可を取得していると推定されますが、祖父が亡くなって許可書が見当たらず、当時の情報を聞くことができませんので、今回改めて農地法第５条の規定による許可申請をいたしました。ということです。以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
（　川村耕委員挙手　）
はい、川村部会長。

川村耕委員　今、酒主委員から説明がありましたとおり、以前ここに住宅が建っていて、同じ場所に新たにまた住宅を建てるのですけれども、その当時許可を取っただろうということですが、その許可がわからないので、もう一度許可を改めて取り直して建てるということです。部会内で検討した結果、許可相当と判断いたしましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号２番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。

よって、番号２番は原案のとおり許可することに決しました。

議　　長　続いて、番号３番について担当委員の報告を求めます。

（　酒主学委員挙手　）

はい、酒主委員。

酒主委員　総会資料は６ページの議案第５０号の３番です。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

（申請目的）

本申請は、猪倉地内において賃貸借により太陽光発電設備を目的とした５条申請です。

（案内図）

申請地は、猪倉小学校から北東へ約６５０メートルに位置しています。

農地区分は第２種農地であり、農振農用地には該当しません。

（公図）

登記簿地目は畑、田、現況は畑、田です。

周囲の状況は、東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は畑・宅地です。

（土地利用図）

譲受人は大阪府大阪市に本店を置き、昭和２２年に設立された法人の北関東支店です。所在地は埼玉県さいたま市にあります。本店操業に土木・建築工事、太陽光等の利用による発電並びに電気・熱供給に関する事業を行っております。

今回申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備利用地として貸借し、利用いたしたく申請に至りました。

なお、当該事業に係る資金計画としては、本店の金融機関の残高証明書が添付されており、自己資金で賄うこととしております。

計画としまして、敷地内に３，４７２枚の太陽光パネルを設置する計画です。

給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理をいたします。周囲には土堰堤を設置しフェンスを設置するということです。

（写真）

こちらは敷地が広いのですが、奥の立木の手前までずっと申請地になっております。１８，０００平方メートルぐらいあり、かなり広いです。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（　川村耕委員挙手　）

はい、川村部会長。

川村耕委員　太陽光発電ということで、部会内で検討した結果、許可相当と判断いたしました。かなり草が繁茂していて、中を見るにはドローンがあれば最高だという感じだったのですけれど、そういうわけで許可相当ということで判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号３番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。
よって、番号３番は、原案のとおり許可とすることに決しました。
それでは、次に移ります。

議　　長　日程第９、議案第５１号「非農地証明願について」を議題とし、番号１番について担当委員の報告を求めます。

（　星野委員挙手　）

はい、星野委員。

星　野　委　員　総会資料は７ページ議案第５１号の１です。
本申請は、日光市小佐越地内において、山林として利用している案件です。
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
（案内図による説明）
願出地は３筆で、東武ワールドスクウェア駅から西へ約２７０メートルから３５０メートに位置しています。
（公図による説明）
願出地の登記簿地目は、３筆とも畑です。
（土地利用図による説明）
願出地〇〇〇－〇、〇〇〇－〇及び〇〇〇は、７０年前に杉を植林し現在に至るまで山林として使用しています。
（森林現況証明による説明）
森林現況証明が添付されており、２０年以上山林として経過しています。
（現地写真による説明）
こちらが〇〇〇－〇、こちらは〇〇〇－〇となります。もう一つがこちらです。離れていて〇〇〇の場所です。見たとおり、いずれも杉の木が非常に良く育っていまして、なかなか近くまで通路がなく入っていけない状況です。案内人として森林組合の方が案内していただいて、説明をいただきました。
以上、証明することに問題がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（　川村耕委員挙手　）

はい、川村部会長。

川　村　耕　委　員　写真で見るように、杉の木が植わっていまして非農地ということで問題ないのではと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号１番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。
よって、番号１番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

それでは、次に移ります。

議　　長　日程第１０、議案第５２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定的について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（　鶴見主査挙手　）

はい、鶴見主査。

鶴見主査　議案第５２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。

本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第６の６の（１）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画案」を決定するために審議を求められています。

今月は、「利用権（貸借権）設定」の案件のみでございます。

総会資料は８ページとなります。

件数は１件で、面積は５筆で７，０７０平方メートルとなります。

「設定する者（渡人）」、「設定を受ける者（受人）」の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりです。

以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　説明が終わりました。

ご質問等がございましたらお受けいたします。

（　北山委員挙手　）

はい、北山委員。

北山委員　この人は、そば関係をずっとこの辺でやっているのですけれど、これは来年から田を水田にして米を作るということですかね。

議　　長　（　小曽戸局長挙手　）

はい、小曽戸事務局長。

小曽戸局長　農業公社の小曽戸と申します。よろしくお願いいたします。

こちら、実は以前も契約を結んでおりまして、１度、所有者の方から自分たちでやってみるという話があったらしく、契約が切れたのですけれど。結果的に、また地主さんの方から、やっぱり受け人さんにお願いしたいという話があったので、このような形になったというに聞いています。書類上、田として利用する形と聞いております。

北山隆委員　田として利用するということでよろしいでしょうか。

小曽戸局長　耕作目的という形で申請が出ているという形になります。

よろしいでしょうか。

議　　長　誰も作ってないのですか。田として。

北山委員　そばも、毎回、草刈もしないし。来年作るってことでいいのですか。

議　　長　（　小曽戸事務局長挙手　）

はい、小曽戸事務局長。

小曽戸局長　繰り返しになりますが、元々は地主さんたちの方でやるということから、改めてまたもう一度お願いがあったということですので、こちらとしても、適切に利用するということの合意を得た上で、申請が出てきていると判断しております。

議　　長　よろしいでしょうか。

他に何かご質問ございますか。

（　「なし」の声あり　）

議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 議案第５２号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （　全員挙手　）
議	長	全員挙手であります。 よって、議案第５２号については、原案のとおり決定することに決しました。
議	長	以上で、本日の総会に付議され案件の審議がすべて終了いたしました。 これをもちまして、令和８年８月　日光市農業委員会総会を閉会いたします。 （閉会）　午後　３時２７分